平成24年度第2回　南丹市行政評価推進委員会

議　　事　　録

日　時：平成２４年９月２８日（水）　午後２時～午後５時３０分
場　所：南丹市役所１号庁舎３階会議室
出席者：南丹市行政評価推進委員
　　窪田好男委員長、四方宏治委員、宮本三恵子委員
　施策担当部課
　　上原部長、梶本部長、小島美山支所長、阪口総務課長、内藤交通対策室長、
　　榎本社会福祉課長、岸本商工観光課長、小林道路河川課長、國府八木地域総務課長、
　　岡本日吉地域総務課長、西田美山地域総務課長、中島地域振興課長補佐
　事　務　局
　　今井企画調整課長、中川課長補佐、山内係長、寺井主任
　傍　聴　者
　　０名（定員５名）

１．委員長あいさつ

それでは、ただ今から第２回の行政評価推進委員会を始めたいと思います。委員のみなさまにおかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。前回、昨年度の評価を振り返り、今年度の評価の方針について確認し、意思統一を図ったところでございます。今回からいよいよ施策の評価に入るということになります。今日は、一つ一つの施策を構成する事業の類の話が多くなるんですが、４つという多くの施策を評価することになります。ここで改めて１年分の外部評価でございますから、数あるケースをうまくつかんで委員会としてつかんでいきたいと思います。また多くの行政の職員の皆さんにもご出席いただきましてありがとうございます。またお世話になる方も多くいらっしゃるわけでございますが、今年度も昨年と同様の枠組みで進めてまいるということで色々お伺いしながら評価を進めていきたいと思います。特に昨年からの２つの視点ということで評価をやることになっています。いわゆる行政評価の視点というものと財政的な観点、歳出抑制の視点ということで評価をしていくことになっております。改めて確認しますと、行政評価の視点というのは、いくつかの基準から施策や事務事業を見て少し改めるべきところや、やや合理性を欠く部分があるんじゃないかという指摘をさせていただくという趣旨のものです。目的そのものの必要性、施策目的の認識そのものを問うというようなことや、施策の中に施策を構成する事務事業がそれぞれ必要であるとか、場合によっては、もっと充実させたほうがいいんじゃないかとか、あるいは、各事務事業について、このやり方はちょっと無駄があるんではないでしょうか、もっといいやり方があるんじゃないでしょうかといったことを指摘していくわけです。もちろん今申し上げましたようなことについても、時代的な要因や地域的な要因とか様々あるわけでございますから、別に私たち委員会が言っていることが必ず正しいというものでもないかもしれません。しかしながら、それぞれ専門性もあり、あえて外部の声を聞いているような趣旨を設けられている委員会でございますので、私どものそういった視点から、もし違うという意見があれば申しあげていくという視点でございます。それに対して、歳出抑制の視点と申しますのは、今申し上げましたような意味での必要性とか、有効性ですとか、費用対効果とかそういったものがとりあえず

良いと思われるようなものでありましても、南丹市が将来的に財政規模を縮小していくということが当然予想されるわけですがその折に減らすべき選択肢をこの委員会で取り上げていく、そういうことをやってくださいというふうに市長から言われておりますので、考えていくということでございます。つまり歳出抑制の視点と言っているほうは、繰り返しになりますが、別にこれは必要がないことをやっているとか、効果がないことをやっているとか、間違っているとかそういったことを申し上げたいわけではないわけです。多くの事務事業については、必要性もあるでしょうし、一定の効果もあるでしょうし、というようなものがほとんどだと思います。でもそういったものの中から一定削るべきものをピックアップせざるを得ない、ということで指摘させていただくということです。ですので、私どもの委員会のほうからの歳出抑制の指摘で申し上げさせていただくことについて、それはちょっと違うじゃないか、その事業はやっぱり必要じゃないか、削るべきじゃないんじゃないか、という場合には、では例えばどういう部分で削っていったらいいんだというようなことをお聞かせいただけると私たちとしてもありがたいというふうに思うわけでございます。では２つの視点で今年度の評価を進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほうをお願いしたいと思います。それでは、やや長くなってしまいましたけれども、ここからそれぞれ具体的な評価に入ってまいりたいと思います。

２．議事

（１）施策評価について

委員長：ではまず始めに、第２章第６節の「暮らしの安全と安心を守る」という施策とこれを構成する事務事業について、まずはご説明をたまわり、それから評価を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

説明者：失礼いたします。それでは最初に、「暮らしの安全と安心を守る」という施策につきまして、私の方から施策の内容の説明をさせていただきます。この施策につきましては治山治水、また防災、救急防犯、消費者保護、交通安全など、非常に幅広い部分の施策となっております。特に昨年３月１１日に発生いたしました、東日本大震災や、その後に局地的な集中豪雨が全国各地で発生いたしました。またこの８月にはこの近くの亀岡市、また宇治市では今までに経験したことのないような豪雨が発生するなど、防災体制とか、治山・治水体制も整備に強い関心を持っていただくなど、非常に市民の皆さんの関心が急に高まってきたという状況でございます。そんな状況の中で、昨年度は、市民のみなさんとともに、総合防災訓練を実施した所存でございます。防災体制につきましては、有事の際の消防団の活躍については、東日本大震災においても、多くの地域で証明されておりますとおり、大変力強いものがあります。このために消防団員の確保が最重要でありまして、この団員の確保については、以前から努力しておるところでございますけれども、色々苦慮もしております。またそれに伴います団員の処遇、団員の報酬とか退職報償金、あるいは活動推進資金につきましても、苦慮しているところでございます。併せて、消防車両や消防施設の維持管理につきましても、車両、機械、器具の耐用年数を定めまして、順次、計画的に更新等を行っておりまして、常に良好な状態で管理が出来るように努力をいたしております。ただ非常に広い地域でございまして、多くの資機材を抱えておりますので、その辺の管理についても苦慮しているところでございます。また消防水利についても、地域からの要望によって、順次整備を進めておりますけれども、最近では、耐震性の強い貯水槽の設置を進めております。また冒頭でも触れましたように、東日本大震災が発生をいたしまして、原子力災害が発生をいたしました。この間、南丹市としましても、新たな防災計画の策定ということで、防災会議で議論をいただきまして、今年の３月末に原子力地域防災計画の原子力発電所対策編というものを策定いたしました。福井県にあります、関西電力の高浜原子力発電所、また大飯原子力発電所の有事の発生の際に備えることといたしております。またあら

ゆる災害発生時とか災害発生の恐れがある場合に、市民のみなさんへの情報伝達手段として、防災行政無線の整備を行っております。４町が合併をしたのですけれども、いわゆる園部地域を除く、八木、日吉、美山地域ではすでに運用しておりまして、現在、２３年度には、園部地域の設計等の準備をしたところでございます。さらに総務省の消防庁が運用しております、全国の瞬時警報システム、いわゆるＪアラートですけれども、これにつきましても、防災無線の整備済み地域においては、整備をいたしております。また、災害発生時に避難が必要になった場合に、支援が必要な要配慮者を事前に把握し、支援するための台帳整備をいたしたところでございます。また今年に入りまして、亀岡市での通学途上の悲惨な事故が発生をいたしましたけれども、南丹市におきましては、交通安全に関する基本的事項を調査あるいは審議し、交通環境の整備不全に資するための交通対策審議会を組織いたしまして、交通環境の整備不全に資するための交通対策市民会の組織をいたしまして、またさらには交通安全、交通指導員制度も設けまして、小・中学生の通学時の交通安全指導や、交通安全啓発等も行っております。また、交通安全対策としての危険箇所等の整備も順次行っているところです。また、消費者被害を未然に防止したりする生活専門相談員を配置いたしまして、消費者の保護をいたしておるところでございます。以上が施策の概要でございますけれども、ご質問いただければ幸いかと思います。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございました。ではさっそく始めてまいりたいと思いますが、大きくは行政評価の視点が先で、あとで歳出削減もしていきたいと思います。また、行政評価の視点でも施策の方針ですとか、目標、南丹市が考える理想をまずこちらを先にやって、その後こっちに進めていけたらと思っております。ではいかがでしょうか。

委　員：昨年度、原子力発電所対策編を作られたということですけど、あと、新たに作られたというか、更新されたのですか。

説明者：そうですね。整備プラス新しく避難支援プランという形を作っていくということでの施策的な、いわゆる初歩的な体制づくりということでそういったプランを作らせていただいたということです。

委　員：このへんにつきましては、１年間で全部できる作業ではないですし、５年ぐらいの間でこういうことを順次やっていこうというような、計画的にやっていかないといけないと考えているのですが、もしこのあとさっきの方向性でこういう予算を見ながら順次やっていきましょうというのがあれば、お伺いしたいのと、どうしても防災の場合は組織を作って個人さんに任せるというのと、なにをやってもそうだと思うんですけれども、実際に何か起こったときに本当に動けるのは誰なのかというところの把握がとても重要だと思うのですが、そのあたり地域の中で防災をテーマにして、体制作りを、役員さんばかりで進めるんじゃなくて、自分は何をしたらいいんだろうということを、どこまでみなさんに浸透できているのかなというところらへんでどのように評価していらっしゃるかなということを少しお伺いしたい。なぜかというと、防災のところの理想の目的がどうしても行政施策的な表示設定になっていて、どっちかというと、本当に一人ひとりわかっているのかというところをサブ指標化しとかないと、型を一生懸命つくったけど伝わってないとか、どこに行ってもよく言われているので、その辺説明いただいているのかなということなのですけど。

説明者：まず原子力の関係なのですが、現状でいきますと、南丹市は福井県にある原発ですけど、直接そこに接している立地の都市ではないので、今の法律で行きますとＥＰＺというんですけど、これが５キロから１０キロ圏内ということになりますので、そういったことについては法定的に地域防災計画を作らなければという事務的なものがあります。今の現状でいきますと、まだ法律は変わっていません。私の所は高浜の原発から大体３０キロぐらいで美山町全域が入るような領域になりますので、福島の事故以来ですけど、法律には定まっていないけれども、いつ

事故が起こるかわからないということで、今年の３月末に地域防災計画の中に原子力対策編ということで暫定計画を作らせてもらいました。その中には、事故が起こったときの対応の方法が詳細に載っているということになっています。ただ、そういう現状ではあるのですが、国のほうが最近のニュースでは、法整備がだんだんと進みつつあるということです。これがすでに改正されてはいるのですけど、国で色々詳細なことは決まってくると思うのですけど、ここ６ヶ月間の間で法律に基づいて正式な地域防災計画を作っていかなければならない。これは事務的なものですが、そういうことが今後控えているということです。それと原子力防災以外の担い手の関係なのですが、やはり消防団員は年々少なくなってきているという状況であります。地域ぐるみで入団していただくために色々ご協力いただいております。もう一方では、地域においては例えば、昼間に火災が起こると消防団員はお勤めですので、すぐに現場に駆けつけるのは非常に難しい。地元に、家に居ていただく方で自主防災の組織を作っていただく。初期消火に駆けつけてもらう。そういうことの育成も片方では進めている。防災というと非常に幅が広いのですけど、一人ひとり防災の内容についてわかっていただいているのか、浸透しているのか、という言葉をいただいているんですが、ハザードマップを作っておりまして、各戸配布しているのですが、水害、地震が起こったときのどこが避難場所になっているのか、危険な地域はどこかというようなことをあらかじめマップで表して各家庭に備え付けていただくようにしている状況でございます。以上でございます。

委員長：施策のかなり大本のところなのですが「暮らしの安全と安心を守る」ということで、７つの方針があり、総務部、企画政策部、市民福祉部、農林商工部、土木建設部、５つにわかれているわけなんですけど、現実的にこの７つの方針、５つの部ということで調整をとって進めていくのはどの程度できているか、あるいは聞き方を変えてこの７つが一つ施策の元に束ねられている必然性、必要性はどういうところにあるのか、あえて大本ではあるがお尋ねしたい。次に計画を作るときにはもう少し分けたほうが実際的には動きやすいし、適時毎年の目的を考えながら、施策を組んだり組み替えたりがしやすいのじゃないか、一つにまとめるということはどういったメリットがあるのか。

説明者：「くらしの安全、安心を守る」という大きな観点からいくとそういうくくりになるんですけれども、わけると、防災とか交通とか、大きなくくりだとそうなるんですけれども、防災とか要援護者台帳とかの観点につきましては、当然今連携していますし、防災については幅広い連携がなければできませんので、今やっています。特に治山、治水関係では今は土砂災害の関係の法律ができまして、それの地域は南丹市にもたくさんあるんですけど、それも土木関係と、防災関係が一緒になって取り組みしたりということでそういう連携はございます。ただ交通という分野が若干違うかもしれません。そこについては、今度は土木部門と交通部門と連携をしながらやっていますし、色々混じりながら連携をしているというので施策の連携、推進もやっています。

委員長：大体同規模ぐらいの他市なんかの施策を見ていると、もう少し分けていて、南丹市は２３施策ですけど、もうちょっと多くて３０いくつとかになる場合が多いと思う。いくつかに分かれている場合が多いと思う。核たるメリットがあればひっついていてもいいのかなと思いますが、正直少し見えにくく、むしろひっついていることでわかりにくさが感じられました。

説明者：消費者保護は少し違うと思います。安全・安心ということですが。

委員長：安心・安全はちょっと違うんじゃないかということと、タイトルだけ見るともっと色んなことを期待する。一般論として、市民の安全を守るとか、むしろそういったタイトルなのかなと中身を見た上での感想です。

委　員：災害時の市民を危険から守るという意味での事業とか、消費者保護で市民に色んな情報提供をするとか、安心・安全の中では、たくさんあるんですけど、それぞれの事業、例えば災害時に

高齢の方をどう救出していくかとか、例えば南丹市助け合いネットワークや災害時の援護者台帳とかという制度、市民の中で高齢であるとか、地域が辺鄙なところであるとか、いろんな理由でこういう方々をいかに事業に対して対応するかということのネットワークづくりとか、こういう意味だというのはよく分かるんですが、行政というのは範囲が広がりますけどざっと見てみると、社会福祉会の事業であるとか、もっというと自治会の組織であるとか、かなり根強く行政と一体となっているしっかりとした組織があって、そこには予算もかなり閉じられているという、次から次にいろんな制度を導入して、これをやらなければいけない、というような、そうすると住民から見ると新しいいろんな制度が出来てそれが伝わってくるんでしょうけど、伝える人というのと、元々あった既存のコミュニケーションも含めて、確立しているであろう市民生活の中に果たして新しく作る効果はあるのか。すでに大体の基礎データは分かっていると思います。どの地域においてもネットワークを持っている。むしろ既存のしっかりしたネットワークの中にもれないように、落とし込むような発想の元で事業展開するほうが効果も大きいと思うし、コストも少なくて済む。そんなふうにはいかないんですか。例えば災害時の要配慮者台帳整備事業、こういうのがあったり、高齢者とか色んなことを配慮されているんだと思うんですけど、大事なことだとよくわかるんですが、やり方として、展開の仕方として、そういう組織に行って勉強してやっているということなのか、基本的なことがわからない。

説明者：今、要配慮者の関係で、お話をいただいていると思うのですけど、要配慮者につきましては、一定の障害がある人や介護が必要なかたで介助が必要であるとか、あと６５歳以上の一人暮らしの高齢者、それから７５歳以上で高齢者のみで構成されている家とか、あるいは人口透析を受けられている方という形で登録をしていただいて、それぞれの関係機関にお配りをしておいて日頃の見守りというものも含めて災害時の支援というのは当然のことなんですけど、日頃の見守りも含めて地域にお願いする部分というかたちで関係の機関にお配りをさせていただいている状況です。その中で地域ごとにネットワークが出来ているんじゃないかというご指摘であろうというふうには思うんですけど、なかなかこのごろ地域のつながりが希薄になってきているという現実もございまして、今年度、地域福祉計画という計画書の改定をするということで、先月もワークショップというかたちで、地域の関係の方にお集まりいただいて、色々と協議していただく場を設けたわけなのですが、その中でもやはり地域の中の絆というかつながりが段々薄くなってきているというような現状もあるという中で隣がどういった中におられるかということも田舎であってもやっぱり個人情報が定番になっているような現状もございまして、なかなか立ち入れて把握が出来ていないというような現状も見られるというようなことでの話もございまして、一定こういうようなものの特に災害時に避難が遅れる方についての支援をしていく目的において、関係機関が情報共有していくということが重要なことであろうという位置づけでやっているような内容ですし、さらにこれを膨らませまして、地域の支援者というようなものを要配慮者に対してつけて、災害時に避難をスムーズにできるようなかたちを地域でとっていただけるような呼びかけをこれからやっていく。委員さんのご指摘の通りなかなか新たな取り組みという中でやはり地域を中心にやっていただかないといけない部分ではかなり区長さん等にもお願いはしている状況はあるんですけれども、なかなか中身をよく理解いただけなければ、取り組みがスムーズにいけないというのも課題としては残っているということで、防災というか地域をあげての取り組みということをどう促していくかということが今後の課題だという感じを持っております。以上でございます。

委員長：私からもこの事業についてお尋ねしたいんですけれども、２３年度の災害時要援護者避難支援プランを作成されて、そのプラン作成の費用の委託が２２３万６千５百円ということなのですが、今ものすごくざっと手元には見てはいるんですけど、内部で作るとかは考えなかったのですか。そうすると２００万もかからないはずで、一桁違うくらいの金額であったんじゃないか

と思うのですが。委託が必要だった必然性みたいなことを伺っておきたい。

説明者：プランにつきましては、委託会社でございましてコンサル会社のほうへ委託をしまして、あと避難支援プランという形での冊子まで仕上げていくというような形のものをさせてもらって、取り組みとしては、国の示す指針というのもございまして、これを基準にしながら、色んな団体等のヒアリングも入れて作り上げたということで、なかなか１年間でやっていく中では時間的なものでは内部的にしていくのは難しかったというような中でコンサルへの依頼をしたという状況です。

委員長：やっぱりこの実際に避難にあたる誘導していく人とされる人というのがよくよくわかって使いこなせないと意味がないから、今年度そういう周知徹底を図って、やっていただいているんだろうが、多少時間がかかっても手作りと申しますか、関係者の間で作っていくということでもよかったのではないか。どっちが正しいということでもないと思うんですが、この計画に２２３万という額を出して外注しないといけなかったのかという指摘をさせていただきます。また平成２５年の計画では１７０万円という１年置いてまた大きくお金がかかるというふうになっているわけですが、これはどういう予定でなっているのでしょうか。

事務局：少し前倒しでしてしまったんですが、台帳の関係を今手作りのソフトで整備したわけなのですけど、今年度から台帳のシステムを導入していく計画をしておりまして、それが２５年度以降の計画で、２４年度の中で前倒しでやった次第です。

委員長：２３年度で計画を作った、計画策定の委託料なんかも国の支出金が入っているのでしょうか。

事務局：普段の策定に対する補助だけですので、台帳整備そのものについては単費というかたちになります。

委員長：台帳整備のほうは単費だけれども、プラン作りには一定国の支出金があったということですね。表面の指摘かもしれませんが、１００万もらえたからもう１００万、市のほうで計画を作ったということなんですけど、そういう意味では２２０万、市の支出がなかったわけですが、外注でこういう計画を作るのはどうなのかという思いもあります。

委　員：防災として、行政としてやらなければならないことは大体計画的に取り組んでおられるのかなと事業のラインナップで思ったんですけど、それを促していかないといけない、地域の中の実績として促していかなければならない、ということなのですが、私は逆に防災ってチェックすべきポイントが結構、技術的なことが多いと思います。専門的というか、もちろん素人が対応できないといけないが、それをうまく説明していくためにはかなりいろんな情報を知っていて、こういうパターンのときはこうしたほうがいいとか、こういうときはこういうことに注意してくださいとかかなり言えないとなかなか地域の人の疑問に答えていくことはできないと思います。冊子を配って、ハザードマップを配って、それができているかというと非常に難しい問題があるので、このあとはいろいろと専門的にコミュニケーションを図って取り組んでもらえるようなことをやっていかないといけないと思っています。そこらへんは職員さんの研修とどういう体制で地域に防災という観点で入っていくつもりでこの先、今までやってきたことの地域への波及みたいなものを考えているのか。例えばさっきの交通事故なら対応するために審議会を設置して調査しましたみたいなことも言っているがこのあとの打ち手としてどんなふうに考えておられるのか。

説明者：資料を手元にお渡しするということは一つの方法だと思います。一番身につく、体感できることは訓練だと思います。２年に１回は総合防災訓練を実施しています。今までは地震を中心とした訓練をしていたが、去年、防災訓練をしたが、福島での原発の事故もあったので１０月２１日に原子力の災害に対する防災訓練を実施したいと思っています。もちろんそういう事故が発生したときの本部の職員も全員訓練しないといけないし、警戒本部から災害対策本部の設置の訓練、そして現地において、現地というのは美山において２０キロ圏域にお住まいの地域、

その方が同じ美山地内になるんですが、宮島小学校に実際にバスを使って避難するという訓練を考えています。当然、職員もつかないといけないし、職員の訓練とともに地域の住民の方の避難訓練も併せて実施をしていきたいと思っています。もちろん原子力で我々も知識のないことなので、京都府さんにもお世話になったり、自衛隊にもお世話になったり、いろんな関係機関の方々に協力いただきまして、我々も勉強させていただく。そういった訓練を通じて実際にものとして受け入れていただくことが重要だと認識しています。これからもそういうかたちで訓練していきたいと思います。

委　員：行政の中でどこの課が何を担当しますという初期の対応があると思うんですけど、実際に職員の方に聞いたら、知らなかったみたいなこともあります。部署で割当が決まっていると担当が替わりますよね。職員の個人個人が自分が何をしたらいいのかということがなかなか把握できていないところがあります。各支部に防災担当で、あなたは何かあったらまず地域の区長さんと地域のいろんな防災リーダーさんにアナウンスをして連絡をとって、あなたが情報の中心になるのですよというのは、個人割当になっているんですか。本庁のほうは課で割当になっているのですか。

説明者：警報が出たときの対応とか色々職員の動員も１号動員、２号動員、３号動員というかたちで定まっておりますし、当然支所においても同じです。現地へ行って調査する班とか色んな形で役割は決まっています。４月当初には人事異動の関係もおっしゃいましたが、その関係も動きますので、ほとんど個人割当になっています。

委　員：さっきのお金の関係でわからないことがあったのですが、事業貢献度評価の中で、防災推進事業のところで、耐震化と備蓄とどっちも割とお金がかかるのはわかっているが、見直しに入ってきている。この辺りの見直しとはどういう意味での見直しか。備蓄はあまり必要ないよという意味でしょうか、そろってきたという意味でしょうか。

委員長：事業貢献度評価はそもそもＣに入っている防災推進事業はどちらの防災推進とかありますか。２種類、防災推進はあるから。下が備蓄で、上が耐震化ですね。Ｃに入ると具体的に行政評価的な視点でどうしていくのかということですね。防災会議は施策の構造でみると義務的なものということになっていて、しかも原子力のプランなんかを作って非常に重要な役割を果たしたということですね。例えば備蓄とか本当に廃止にしてしまっていいのでしょうか。

説明者：備蓄についての基本的な考え方ですけれども、いつ災害が起こるかわからないので、必要なものです。南丹市の人口の１割３日分の食料は少なくとも確保するかたちで計画をしています。水についても同じです。ただ、最近、備蓄品そのものも改良されていまして、おいしくなっていますし、日持ちがします。それでも賞味期限は必ずあって、備蓄はするけれども、何も起こらなければ、更新するときが出てきます。起こらないのが一番いいのですが、それが効率の良い仕方かどうかと考えると、備蓄も必要ですが、市内のスーパーとかと協定を結ぶことによって、災害時には優先的に物品や食料も含めてこちらに回していただく、というようなかたちで確保するほうが効率としては良いと思います。あらゆる品物を手に入れることができ、なおかつ新鮮なものが手に入ります。基本的な考え方というのは、備蓄のほうからあらゆる事業所とそういう協定を結んでいくほうに転換していきたいのは実際です。

委員長：そういう意味での見直しを図られるということですね。その新しい考え方についてコメントがあればどうぞ。

委　員：都市なら本当に何も持っていない人が多いですけど、ここで備蓄のニーズがどこまであるのかわからなかったので。きっと都市ほどには確保の量も問題はないと思います。

委員長：もう一つ防災会議を見直すというのはどういうことでしょう。

説明者：防災会議につきましては、特に昨年度は新たな防災計画の策定がありましたので、例年になく回数をしていただきました。一定そのものが確立すると、プランの見直し程度で進んでいくの

ですが、今年につきましても、原子力規制委員会ができまして、それが３月中に新たな防災計画策定がありますので、今年度につきましても例年になく改正が必要になってきます。通常時は若干の見直し程度ですみますが見直しはなかなかしにくい。いろいろな国の動向もありますし、世間の災害の発生状況によって影響はあると思います。

委　員：防災推進事業に備蓄と耐震化と二つあがっているんですけど、耐震のほうの評価を読んでいると、市内には問題のある家屋があるという指摘と、それに対応していく必要があるという評価が出ている反面、２４年度以降の計画の撤去もほとんど０ですし、０じゃなくて書いてないだけでしょうか。もともと、耐震とは大事なことだと思うんですけど、行政どこまで関係しておられるのか。その関係の仕方次第ではかなりお金がかかるんではないでしょうか。

委員長：もうちょっと一般化すると、市として耐震化がいると考えられている家屋があと何軒くらい残っているのでしょうか。直してないところがまだまだあるのでしょうけど、自治体で、国や府の支出金もあってこういう補助制度を出しているけど、家も古くなった、自分も年をとったらもういいやという感覚でやらない人が増えてきて、頭打ちになっているケースがほとんど。次の考え方としては、例えば寝室、居間だけでも強化したら安いし、それなら高齢の方でも、自分の費用対効果に見合う。家全体を直すとか建て替えるとかそれとは違う路線に力点を変えてきているところもあると思うが、南丹市の実状はどうでしょうか。

説明者：個人の木造住宅の耐震化を促進するための補助事業で、実際、個人の住宅は木造が大部分を占めていると思う。最近の住宅は耐震化が進んでいるが、かなり古い民家もあり、それをすべて耐震化するのは非常に困難な状況です。補助事業ですので、個人負担が大部分で、そうなると耐震ができていない住宅を把握してもなかなか進まない。資金力がある方しかできない状況はあります。そこをどう手助けするかは非常に難しいが、高齢者の一人住まいとか、かなり古い家に住んでおられたり、それの全てに対応するのは非常に困難です。大きな震災が起きてからこういう補助制度ができて、手助けをするという制度ですので、すべてをまかなえるということにはならないとおもいます。

委　員：南丹市としては大きな財政負担は増えないということですか。

説明者：どんどん耐震化の工事が進んでいくのはどこもなかなか難しいことだと思います。昨年で実績も２軒しかなかった。

委　員：今後も国と府と市の割合はこんな割合になるのですか。

説明者：それぐらいです。

委員長：南丹市の現実を車で走っていてみるお宅の様子は結構、高齢化も進んでいるんですけど、全部やり直すとか立て直すことは想像しにくい。現実に安全を守ることをいうと今あるような極端に言うとかやぶきの家を前提としてセーフルーム的なものだけでも整備するとか、そういう補助金があってもいいんじゃないかと思います。地域特性だから、新興住宅ばかりの所なら新しい家に建て替えて新基準でやればいいし、南丹市のような地域では個別の寝ているときの安心にシフトしたほうが現実的ではないでしょうか。

説明者：確かに寝室だけ安全に作っておけば助かることは助かる、個人住宅の補助は難しい。高齢者の一人住まいということになるといずれ建て替えが必要になったりするのですけど、個人の住宅の補助には限界がある。

委員長：今ある防災推進事業はそんな中で自分でやろうという方には後押しやお手伝いをするという位置づけですね。もっと都市部で密集した建物ならこっちが潰れたらこっちも潰れるから全部やってもらわないと、とかあると思うけど、現実に家と家の間があいていたら別に大丈夫ということでしょうか。あと防災のことで何かありますか。

委　員：防災パトロールの実施というのをされていると思うんですけれども、これは、土木関係部のみでやられているのか、地域の方も巻き込んでやっているのでしょうか。

説明者：これにつきましては毎年、梅雨に入るまでに京都府の職員さん、土木の関係の職員が現地にいって梅雨に入るので、危険な箇所をピックアップして見ていくというパトロールをしている。したがって地域の方がそこに入るというわけではないです。ただ一つの事例としてハザードマップという話もあったんですけど、ある地域ではその地域の一番低いところとか、水が増えたときに一番危ないなとかいう調査をされてマップ化をされたということもありますし、冒頭に上原部長からもあったんですけど、土砂災害の危険地域の指定で京都府さんと一緒に回らせてもらっているんですけど、そのときには、こういう地形の部分は危ないですよとか、そういう形で地域の住民の方に十分に周知の徹底を図り、図面をみさせてもらって、地域の危険箇所は地域の方が一番ご存知で、普段水が出ていないのに出てきたから危険だとかいうこともあるので、また地域ごとでマップをというお願いもしています。

説明者：土砂災害防止法というのが新たにできまして、京都市のほうで８つか１０ほどの区なんですけど、特に山沿いや山の付近を京都府が調査しています。いわゆる統括警戒区域になっているところに家を建てるのは難しくなっています。まず、どの地域が危険なのか知ってもらうということ、雨が降ったときにその危険な箇所からいかに逃げていくか、そういうことをまず知ってもらうための視点になる。

委　員：自主防災組織というのは、実績を見ていると園部さんは１団体で、他の地域は多いときは１２団体とかで、この自主的に意識の高い組織を形成してやっているということと、行政がそこに補助金を出すのはどういう意味があるのか。やっていない地域もあるということですね。自主防災とはどういう組織ですか。

説明者：消防団という一つの団体があるのですけど、それとは別に防災に対する組織を作ってもらう。昼間に火事があったときに消防団員のかたはお勤めですぐに戻れないので、そういったときに初期消火に対応できることにもなります。火災に関わらず色々な災害があるわけですが、消防団とは別に組織を作ってもらって、これも地域性がありまして、美山あたりは旧村単位といいますか、一部の地区があるんですけれども、そこで自主防災の組織を作ってもらっている。また、婦人消防協力隊というような組織、少し小さいものではありますけど、大きいところから小さいところまでそういうところでの自主防災の組織を作っているさまざまな形で組織を作っていただいているんですけど、基本的な考え方は、初期消火なり、地域を守るための組織だと思っていただいたらいいです。

委員長：常備消防と消防団と自主防災組織が一般的にありますが、南丹市は京都中部広域消防組合でやっていますが、その中で実状を伺っていると、消防団が過渡期というか、微妙な位置づけになっていると他市でも伺うが、昼間仕事しているから対応できない、火災は夜かもしれないが、昼間に動けない消防団にたくさん投資してもどうなのかと、道路も市になってどんどん整備されている中で、いっそう常備消防や、昼でも確実に動ける消防団をもっと拠点的に整備して、初期消火は自主防災組織でいいんじゃないかと。火災だけじゃなくて、さまざまなことに消防団は動いていただいているという実状があるのでそんなに急に変えられるものではないと思いますが、どうも昔ながらの消防団のやり方がこれからの防災に適しているのか、どこかで抜本的な再編がいるとか将来的に再編をするということで動いていったほうがいいんじゃないでしょうか。

委　員：前回も消防のところはさきほど委員長がおっしゃったような課題を挙げておられて、今回予算的には例えば、消防団の報酬とか変わってないですし、消防団活動推進費というとこも結構な負担額になっているということもあると感じます。関係する設問としては、消防団報酬というのは、団員さんと決まっている人の報酬で、活動推進費も結構な金額なのですが、これはさきほどおっしゃられていた補助する役割で指定された人たちが活動したときの報酬になっているというふうに理解したらいいのか。

委員長：消防団活動推進費とはまずどういうものでしょうか。

説明者：消防団に対しては条例で定まった報酬です。あと費用弁償も定まっています。補助金の関係は、消防団活動補助金があります。これはそれぞれ旧町単位で本団もあるわけですが、それぞれの本団、支団ごとに補助金を出している。一支団当たりの運営補助金、という計算の方法が一つあるのと、支団の中には分団というのがありまして、分団の数に対する補助金と団員数の補助金もありますし、当然消防ですので、いろんな機械器具に対する補助ということで、年間活動していただくための補助ということになるわけですけど、そういう算定基礎があります。

委員長：お尋ねしたいのはその他活動推進費のほうかなと思うのですけれども。例えば、消耗品とは例えばどういうものですかとか、訓練のために行かれるバス借り上げとはどういうことなんでしょうか。

説明者：消耗品とはいわゆるその他活動推進費の中の消耗品とは活動服等です。バスの借り上げの関係についてはいろんな訓練があります。そういったときに団員を運ぶバスの管理費です。

委員長：いわゆる慰安旅行みたいな分団や団でやっていただく分はこのバス借り上げ分には入っていないのでしょうか。正直この表ではそういったところが見えてこないので。

委　員：今後の見通しの中でお金を減らしていかないといけないのですが、防災の緊急時対応もできないといけないというせめぎ合いの中で、ここはどういうふうにばらしていったらいいかとか見た金額の大きさで言うところが大きいですよね。ここらで削りしろがあるなら、削らないにしろ体制強化するために、違うやり方があるとおもいます。２年前にも言ったと思いますが。

委員長：自主防災組織をやっていく中で、両方を分解する、消防団を少数精鋭化というか常時対応可能なものに再編して、常に動ける消防団と、夜しか動けない人は切り分けて、自主防災組織に入ってもらう考え方もある。実行するととても大変な気もするが、そういう大きな方向性としてはどうなんでしょうか。

説明者：それぞれの役目があると思います。広域消防につきましては、あくまでも最初に現場に駆けつけて初期の対応をするのが使命だと思う。その後消防団による消火活動が必要になって、それぞれ役割がある。自主防災というのはそのほかの部分で、色んな面で協力をするというような、実際に消火活動の先頭にたってするというものではないです。ただ災害を防ぐということについては共通のモットーである。昼間に消防団がいないと思ってもらったら困ります。消防団員は１，５００人いますので、誰もいないという状況ではないです。昼間に火事が起これば近くにおられる方、仕事にかかわらずすぐに駆けつけてという状況もあります。組織には色々な役割があります。

委員長：誤解はしていませんが、地元に張り付いておられるかたと、仕事から駆けつけて加わる方がおられるのと、離れたところにいるから普段は全然来られないけど、地域のこともあるからと入っておられる方もおられるのも分かっているが、皆さんが同じ待遇になっているのは非合理ではないでしょうか。団の中まで踏み込むと不公平と思っている人もいるかもしれない。歳出抑制の発想ですね。ここまでいくと。

説明者：条例で決まっている額を支払っているわけですし、別に不公平ということはないです。

委員長：この報酬とかはフルスペックで働ける人を前提になっているのではないでしょうか。

説明者：報酬という名前はついているが基本的にはボランティア的なものなので、報酬でその人の分をまかなうとかはないので、本当にわずかな手当です。

委員長：消防を職業にしているとかそれで生計をたてているという実態があると思ってしゃべっているわけではありません。ただあえて行政評価の視点として、そこをぼかしたほうが団の結束も維持できて団員も確保できるかもしれないけれど、結局フルでやっている人と限られた時しか動けない団員がいるという実態はあると思います。道路状況とか変わった中でも、旧町ごとの消防団がそのまま維持されて小さな隊になっているんじゃないでしょうか。

説明者：今年度の４月１日から消防の組織の再編も行いました。旧町単位のかたちを合併後そのまま持ってきたままだったんですけれども、再編を行いまして、組織を新たに発足させたという状況です。

委員長：防災のほうはよろしければ次に行きたいと思います。

委　員：消費者生活啓発事業なのですけど、人件費が結構高いのは、職員さんが０．８ぐらいは占めているという感じですか。ほぼ常時体制という感じですか。

委員長：相談員のかたを貼り付けで置いているのですよね。

説明者：この表の人件費であがっている金額なのですけれども、システム上、この消費生活相談のところに職員が０．８ちょっと業務を兼務していますとチェックするとその金額が上がっていまして、実際に関わっていると想定の額があがっているので、賃金としては 44 万円です。

委員長：電話の設置というのは必要だったのでしょうか。他の施策の中で市の持っている回線の余剰のものを利用されている方にお貸しするといったような事務事業があるので、そういうことで済まなかったのでしょうか。

説明者：事業の概要に書いていますように、消費生活安全センターというところと相談の内容が直結するようになっていて、全国でこういう相談がありますということで色んなリストを登録するようになっています。そのための回線ということで国の事業でございます。

委員長：直接始めるきっかけになったのは補助金があるとか、国や府の方針なのか、南丹市の独自的な発想でされていることなのでしょうか。

説明者：消費者庁ができてからの方針です。

委員長：公衆防犯灯設置事業についてなのですが、この設置費用は全額、市が出しているのか一定地域の負担があるのか、電気代はどこで持っているのか、集落の中と外で違うのでしょうか。

説明者：公衆防犯灯は設置につきましてはＬＥＤであったり関電柱であったりで器具の設置についてはすべて、市の負担で、設置後は地元で負担をいただいています。

委員長：これは行政評価なのか、歳出抑制なのか微妙ではあるのですが電気をつけるのは防犯ですから通過者の利益ですけど、地域の人の利益になるのが一番受益するというのがあると思うので、設置についても地域の負担を求めることがあってもいいと思います。特に電球をＬＥＤに変えていくとすると、設置費用は高い、しかしながら電気代は安いし、めったに切れないしとなると、設置にも負担を求めていくという発想もありだと思いますが。

説明者：そういう発想もありだと思います。今現在でもＬＥＤや関電柱ではないところに地元の要望で防犯灯を設置していただきたいという箇所につきましては、地元で専用柱を立てていただきまして、専用柱は負担いただき、器具は南丹市で設置しています。２４年度からについてはＬＥＤの設置に変更したので、ランニングコストもかからないと思います。

説明者：少し問題点で集落内についてはそこの方の受益なんですけど、新しくバイパス的な道路をつけた場合には、いろんな人が通られるし、地域の人が通過するだけで逆に通られないということもあるので、非常にそういう箇所については負担を求めるのがしにくい現状があります。特に集落間で、新たなバイパス道路とかいうところが結構ありますので。過去に旧町の集落内でつけられている部分が多かったり、また町によってはあまりなかったりという部分もあるのですけど、市になってからは少しバイパス道路に設置要望があります。

委員長：他市では集落から何百メートルは集落が管理して、それ以外は市がとか決めているところもあるみたいです。市の部分は設置も電気代も市がかぶっていて、集落のほうは設置を自己負担してとかルールを決めてやるしかないですね。

委　員：交通指導員会の運営費がＣＣＣ、運営を見直すということになっているんですけど、これは具体的にどういうことでしょうか。

説明者：交通指導員会の運営費につきましては、２３年度につきましては第２次交通安全計画に対する

審議、２３年度から２７年度までの５ヵ年間の計画になっていますので、今後２４年度からは委員会は必要ないのではないかということでのＣだと思います。

委員長：交通指導員についてなんですけど、それはたくさんいらっしゃるに越したことはないと思うが、３８人も必要なのでしょうか。例えば京丹後市は１２人、さらに減少しようかと言っているがそれは無理だと言っているところですが、しんどいことのほうが多いでしょうし、ボランティア的な要素も強いというのもわかるんですが、この３８人いるのでしょうか。

説明者：交通指導員の人数ですが、一応条例上では４０人以内ということになっています。南丹市は広域になっておりますし、小・中学校の登校の際に毎月２回お世話になっているわけですが、学校も小学校が１７校、中学校が４校ありますので、それだけの人数が必要ではないかと考えています。

委員長：同規模程度のところは少人数でやっているという事実もありますので、行政評価というよりは、財出が厳しい中ではというところだと思います。削減も仕方のないところなのかなと。ボランティア的な性格を強めるとかいう発想もあるのじゃないかと一つの選択肢として思いますが。

委　員：小・中学と書いてあるが、中学生の登校の際の指導をしていると学校の近くであったり、登校の際の通学路の危険箇所にいるのでしょうか。

委員長：でも大部分の子達はバスに乗っていくとかで、自転車に乗って行く子もいるだろうが。

説明員：地域的にも違うんですが、美山地域、日吉地域については、スクールバスが運行しています。八木、園部地域はスクールバスも運行していませんし、全て徒歩通学になっている。学校の近くだけでなく、徒歩通学路での危険箇所にいていただく必要がある。

委　員：地域や場所によって危険な場所は全然違うでしょうけど、一般的に学校の教育課程でも生活の中における危険に対する取り組みをしているわけですし、ＰＴＡでもやるわけですが。年齢があがっていくと先輩、後輩のつながりも含めてお互い気をつけようという連携も醸成されていく。中学生は対象にしないといけないのでしょうか。小・中学校の通学路に指導員を置くのは、どこからその考えはきているのか。

説明員：交通指導員につきましては、設置条例によるとというとおかしいですが、交通安全の保持と交通事故防止、それらが第１の理由です。中学生には必要ないかと言われると

委　員：単純な疑問で聞いているだけです。全国的にこんなものなのですか。

委員長：全国的にあるのはある。京都府であるのじゃないか。大阪の下町の摂津市ではまったくなくて、その辺のおじさん、おばさんが横断歩道に立っています。親が集団登校の付き添いをしている。それでも亀岡のように事故が起きてしまう場合もありますが。

委　員：本当に危なかったら、もっと違う対策にお金を使ったほうがいいと思いますね。

委員長：この交通指導員は警察と連携を取りながら、ということでしょうか。交通安全教室をしたりするのか。市役所との関わりがあり、警察との関わりがあり、準公的な地位を与えられながら学校を回って指導をしていくという、自負というか、そういうものを持ちながらされているのじゃないかと思うのですが。

説明員：中学校では遠方の通学路になると自転車通学をされている学校もありますので、必要なのではないでしょうか。

委員長：ここまで大まかに行政評価の視点を主としながら、時折、歳出抑制も言ってきましたが、改めて歳出抑制ということで、市全体で２０億円とかそういうスパンで縮小していかないといけないとするならば、そういう候補になるような事業とか、廃止とか縮小とかするならどういうものがあるのか。さきほどの案件と重複でもいいですし、事務局も整理する都合もあると思うので、まとめていこうと思います。

委　員：それでもなお削減しないといけないとなると、人に対して支払われている部分をどうするかということになると思う。特に消防団と交通指導委員さんは削減せよとは言いませんが、古くか

らある条例のままで運用されているということなので、今回再編されたんですね。

説明員：はい。当然消防団の中で消防委員会という別の組織もありますし、そこで見直し等もされている。金額は見直しも検討していますけれども、報酬は低いという考え方もありますし。

委　員：削減できる余地があると私たちは理解しています。

説明員：考え方は色々あると思うが、報酬が十分でないということによって団員がどんどん少なくなっていくということもあるかもしれないし、色々ご意見はあると思います。

委　員：動かせるとしたらここでもう少し工夫を、行政さんが削減しなさいというわけではなくて、地域側と上の委員会で決まっていて、再編していきましたということに対して、実際にやっていただいている皆さんが動き易い方向とかやり易い方向でマッチングさせたときに、少し削減して違うところに回せるんだったらという言い方で動かすことはできないのでしょうか。例えば土木の工事を遅らせて、こっちの報酬を支払いましょうという方針なのか、それでも団員のためのお金を確保してソフトのほうを充実させたほうがいいということなのか。それともやはりハードのほうが気になるのでハードのほうを優先させていこうという方針なのか、ちょっと見えないですね。削減するという観点から見ればどうなのか。今の体制全部ありきではないという方針で言っておられるのか。お金の優先度をどのようにつけていかれるのかが、今日の説明ではわかりにくいですね。地元の方の合意とかで工夫の余地があって、ハードを優先していこうというときと、ある程度ハードは進んだからソフトに戻していこうという合意ができるのか、その辺のメリハリをつけていかざるを得ないのかなと思います。

委　員：内部評価でシングルＡ、シングルＢ、シングルＣの事業が５つあるのですけど、高くない、小さいとかありますが、財政面から見るともう少し考える余地があるのじゃないか。もう少し考えれば削減できるというゆとりがないのかというランクに入っていると思うのですが、得にＡで、災害時の台帳代の作成費とか、Ｂ、Ｃは内部でももう少し検討の余地があるということを考えているからこういう内部評価になっているんじゃないか。外から見ると災害時の台帳ももう少し他の事業の情報も含めて考えていけばあるんじゃないか。内部でこういう評価をされたということについての今後の対応はどうでしょうか。Ｃランクは貢献度が小さいと評価を得ているわけですから、今すぐどうという話ではないでしょうけど、将来的にどうしていくのでしょうか。方針をある程度どうしていくのか、決めていかないと毎年こんな話をしていくとエンドレスになるでしょうから、方針の決定もいるのではないでしょうか。

委員長：災害時要配慮者整備事業はプランを作る計画策定を委託せずに自力でやるということだが、難しい面もあるだろうし、仮に歳出抑制でお金がないという前提なら発想がないことはない。また○○委員さんとも一緒になりますが、これは方向性だけだが、消防団のさらなる統合化、再編をもう少しやらないと仕方ないのかなと思うのが歳出抑制のもう一つ。他の件で申しますと防犯灯設置をしないというわけにはいかないんでしょうけど、そのペースを減らしていく。交通指導員の運営費のところで、削減するのが考えられることだと思います。もし何かコメントがあればお願いします。私たちが予習してきて、ヒアリングでお話させていただいた上で、あえてこの中で減らすとすると今のようなことになります。施策を進めている立場のほうはなかなか重要で削減できないという議論があるんですけれども、色々指摘をいただいた点はくまなく考える余地があると思いますので、歳出削減については何かを削っていかないといけない。十分に参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

説明員：ご意見等、参考にさせていただきます。

委員長：特に行政評価も歳出抑制も基本的には３年に１回、回ってくるもので、今年度指摘したから直ちに予算編成でなおっていないと困るということで言っているものでもないです。歳出抑制については、合併による特例措置がなくなっていくことを視野に入れてということで、行政評価も２年、３年のスパンの中でこういうことがあってもいいんじゃないかというスケジュール間

で申し上げています。ではこの施策についてはここまでにしたいと思います。３時 55 分まで休憩して再開したいと思います。

（休憩）

委員長：では再開させていただきます。さきほどの施策の関係で委員会からの要望なのですけど、事業評価表で、詳しくどんなことをされたのかということを、事業結果の内容の欄でもう少し詳しいと助かります。例えば最初にご説明いただいた、防災会議の運営費のお金が私たちからすると貢献度評価はＣだし、あかんのと違うかと思っていたが、むしろ原子力の避難の重要プランを作ったという非常に大事な活動だったということを聞いて、おっと思いました。活動記録のほうで見てきてなかったし、３回開きましたというだけで終わっていたと思います。そんな細かいことまでというのもあると思うが、何月にだいたいこんなことをやったというのを１行程度書いていただきたいです。改めていうとなかなか行政も事業も本当の意味での成果をきっちり調べるということには限界があります。その中でこの資料を見て、事業結果、いつ何をしたというのを見せていただいて、そこから効果を推測することをして行こうという趣旨になっています。私ども委員会だけではなくて、理想としては、議会とか市民のみなさんにも、この事業にそもそも必要性があるのか、成果はあるのかを見るのに重要な内容だと考えています。では引き続きまして、４章２節、「住民自治の地域づくりを進める」に入ります。では最初にご説明をよろしくお願いしたいと思います。

説明員：それでは第４章の「共に担うまちづくりの仕組みを築く」というところの、２の住民自治の地域づくりを進めるにつきまして、市民主催のまちづくりを進める、さらには地域コミュニティーの維持、再生化、活性化を支援するための施策となっています。具体的な施策としては市役所と市民への情報伝達や、事業実施のための調整をお願いするための各地域より選出をいただいた区長さんを委託いたしまして、その任務をお願いしている状況です。また各支所単位に集落支援員を配置して、少子高齢化の進展が著しい状況とまた集落の００をいたしまして、その対策を考え、支援するための支援員の配置も行っています。また地域の自主的な事業に対して、補助を行う共に育む命の里事業とか、自治新興事業の実施もしています。また、美山町には美山地域の住民自治組織の一つとして５つの振興会が組織されて住民主体の活動がされていて、その運営の補助も行っています。各町には地域振興施設が従来からあるものですが、設置されていて、その管理運営を行っています。特に昨年度は大きく事業費があがっていますが、日吉町のスプリングスひよしのリニューアル工事を実施して、今後の集客増の対策を実施したところです。行政処分基準作成という行政手続き法に基づく審査基準の作成ということで、昨年度実施しました。委託ではありますがこういう事業も実施している。以上が事業の説明です。よろしくお願いします。

委員長：おおまかな目安としては２０分くらいでこの施策についてさきほど申し上げた２つの視点から検討していきたいと思います。

委　員：まず、行政事務委託で区長さんの位置づけが旧４町で異なっており、身分も曖昧な部分でありますということで、区設置規則改正等を引き続き検討していく必要があるということですが、今、検討中ですか。それとももう検討して実は今年度からすでにスタートしているのか、どんな状況なのでしょうか。また集落支援員の配置についてもここの中では、まだ調査をしましたということなんですが、２４年度は金額が上がっていますので、おそらく集落支援員さんが大きな仕事をされていらっしゃるんだろうということで、ここらへんは後ろ向きに評価するというより、この先どのように展開していくのかお伺いしたい。

説明員：集落支援員につきましては、昨年度は途中からでアルバイトのような形式で最初の出だしをやらせていただきました。２４年度事業費が大きくなったとおっしゃっているが、嘱託職員という形で、各町で１名ずつと２名のリーダーの合計６名で行政の嘱託職員なのですけど、地域に

どんどん入っていただいて地域の色んな悩みや問題点、あるいは地域での活動を、行政としてのつなぎ役をしていただいている状況です。地域のそれぞれの課題について、アドバイスをしたり、こういう事業がありますと指導、助言をしたり、そういう形で取り組んでいただいている。そのような状況で地域で課題として考えておられてもそこから一歩踏み出すことができなかったのですけれども、少しアドバイスをすることによって、いろんな形で地域での取り組みをされたり、市民提案型の補助事業を取り入れたりして、積極的に地域自ら変わっていこう、何かしていこうと課題解決をされたりという取り組みが行われています。行革の一つとしてなかなか行政全てできるものではないので、地域自ら自分たちで何かするという雰囲気作りには大きく貢献しているのではないかと思っています。区長の位置づけなのですけれども、１７５人ぐらいの区長さんが市内にいらっしゃるのですけれども、実際合併前には区長の連携組織の部分があったのですが、今区長さんは基本的には行政の事務を、１番の仕事としては広報物の配布をお願いしたりとかがメインで、その他は行政の情報を伝達してもらったり、区長会としては、年２回か３回程度開催させていただいて、行政の補助制度等の説明をさせてもらって、地域での取りまとめをお願いしています。大きな違いはないかもしれないが、組織化とかはできていません。旧町の区長さんが集まってそこで説明をそれぞれしている。そのあたりの見直しは必要かなと感じています。

委　員：区長さんと住民自治組織の関係は。

説明員：住民自治組織の代表が区長さんになっています。行政側から委嘱しているのも区長さんという名前なんで、少しややこしいですが、イメージ的には行政事務を委託している委託先という感じかと思う。地元で言う区長さんは自治会の組織のトップです。

委　員：集落活性化支援事業の、集落支援員について、以前この施策を評価したときに作ろうとしていると聞いたがどういう方がやっていらっしゃるのか。

説明員：一人は若い方で、NPO の代表の方、職員の OB、企業の退職者が主です。２３年度については、職員の OB と農業関係者、あと若い方一人です。限界集落対策として、最後のセーフティネットとしての制度です。

委員長：府の振興局ごとのコーディネーターとの連携はどうでしょうか。

説明員：実際細かい集落までは顔なじみでもないので、府よりきめ細かく支援はしていると思います。

委員長：情報交換の点でお伺いしたわけです。連携もあってはと思いまして。

説明員：府の命の里事業については連携集落が設定されますので、その部分では連携を密にさせていただいています。

委　員：評価は CCC なのですが、美山町の振興会関係なのですが、過去の実績とか今後の計画を見ても安定的に支援されることと思いますが、各地域の振興組織を行政が支援することは非常に大事だとは思うのですが、先ほどからでている集落活性化、限界集落対策も地域力を再生していく、自立した独立した社会を形成していくということ、経済的な部分も含めてですね。振興会の継続して支援しておられる基準、結果評価、今後の対応無期限に対応するのかということをお伺いしたい。集落活性化にもかなりの予算は取っているが、その部分は美山以外のエリアが対象という認識でしょうか。

委員長：かつては市の職員も配置されていたという振興会ですが、どうですか。

説明員：平成１３年４月からから現在まで旧美山町の時代から続いておる制度です。広大な面積がある美山地域内で、行政手続きの負担の軽減、住民の利便性向上、行政窓口サービスの実施などをしておりますが、合併して広域化しても今後も継続していかない部分かと思いますが、住民自治組織である振興会とまちづくりを進めていくのかを検討しなければならないと思っていますのと、あわせてあと今は美山町だけの制度ですが、今後については南丹市全体にどういうかたちで広げていくかということも検討すべきかとも考えています。

委　員：具体的には何をなさっているのですか。

説明員：美山町５７集落のうちの旧村単位の行政区のまとめ役としての組織で、なかなか集落一つでは活動出来ない部分を地域全体で活性化につなげる活動を年間通じてやっていただいています。

委　員：美山支所、八木支所、日吉支所と支所がある中で広大な面積を美山が有しており、集落も効率よくまとまっていない中で支所の支所、行政のさらに出先ですか。

説明員：行政窓口を一部、嘱託職員を派遣し、窓口サービスをしております。

委　員：部外者なのでわからないのですが、振興会という名前のとおり何か事業を起こして、やる組織。つまり一定期限が来れば、結果が出ればストップとなる組織ではないのですか。

説明員：地域の振興施策、まちづくりの活動施策も行ってもらっています。一方で行政窓口サービスも行っていただいています。二つの顔があります。

委　員：集落活性化との関係は。特に美山町は広大で過疎化が進んでいると地域があると思いますが、この振興会との関係が全く見えないのですが。

説明員：集落活性化支援事業につきましては集落支援員が限界集落に入っていただいております。振興会というものは限界集落以外の地域も含めた地域をまとめた振興施策をお世話になっています。

委　員：振興事業の実績はどのようなものがありますか。

説明員：ひとつは地域の行事運営、運動会とか、地域の要望の取りまとめもしていただいております。地域の振興事業の展開等も進めていただいております。

委員長：事業構成上、行政処分基準というのがこの施策にあるのが違和感があります。地域との協働の推進に関係があるのかなと思います。もう１点は下の７，８，９，１０，１１ですが、施設のものも施策の運営上ここに含めておくのは得策があるのか。何か別の所に持っていったほうがいいのではないか。スプリングスひよしのリニューアルは前は観光だった気がするが今度はこっちかという気がするがそのあたりの構成は何か必然性なり、事情があるのでしょうか。

事務局：評価の事業調査を作成させていただくところに事業を抜き出しまして、前年度並みに分けて、各施策担当課で確認いただくのですが、そのときに動く施策もあるし事業がどの施策に入っていくのか、確認していただいてから入力していただくことが大前提になっているのですが、クリックの仕方が間違っていたとかで、施策が違うところに入っている可能性もないとは言えないところです。本来は正しいところに持っていかないといけないのに担当者が忘れている場合や誤記で動いてしまった場合もある。自動で入っているわけではないです。確認という手順は踏んでいます。

委員長：少し違和感がありますし、また次の機会には適切な場所に動かすことがあってもいいんじゃないでしょうか。こういった総合サービスセンターとかそれぞれ必要性があるとは思いますが、これが地域づくりかなとちょっと疑問に思います。全体として、住民自治の地縁団体というものにも従来になってきた役割に加えてさらにこの時代、新しい課題に対応するような活動をできたら全国的にも期待されていることだし、京都府でもそういう期待はあるところですが、実際の活動としてはされているかもしれないが、事業構成を見たときに集落や、区や、振興会が新しい課題をもっと積極的にやっていくというのが見えにくい。もうひと工夫あってもいいんじゃないかと思います。すでにされていることで言うと、集落支援員を使った集落活性化支援事業もより力を入れていただくことを期待したいとおもいます。それと歳出抑制の視点でこの施策については質問ありますか。

委　員：スプリングスひよしの整備事業はリニューアルされたのがよくわかるんですが、その支出の中で管理運営資金、４６，７８２千円とあるんですが、これは何ですか。

説明員：スプリングスひよしにつきましては旧日吉町時代に整備したものですが、こういう施設なので、当然先々に修理が必要であるということで、積み立てが決まっておりまして、基金として持っ

ています。こちらから整備のために一部取り崩して使用しました。

委　員：運営のための支援とはまた別の施設をリニューアルしていくための積み立てですか。

説明員：一部運営に使ったこともありますが基本的には今後も

委　員：ここは第３セクターでしょう。日本全体で言われているように行く行くは独立していく。それが無理なら考える。どっちかを一定期間内にしないと財政がもたないという話が今もあるのですが、施設整備以外の運営費の補助は今もしておられるんですか。

説明員：施設が南丹市なので、指定管理料を払っています。運営費の補助ということではないが、指定管理料を払っています。

委　員：それはだいぶ採算はよくなっていますか。

説明員：採算に関しては観光施設ですので、今回２ヶ月リニューアルで休業しまして、ちょっとリニューアル後で今後どれほどあがっていくかが課題です。

委員長：引き続き歳出抑制の視点から指摘をお願いします。

委　員：拡大基調にある施策なので、どこを削減しなさい、というのはとても言いにくいですが、少し気になるのが地域自治のかたちがよく見えないというのが外部の人間からはあります。一体これはどこへ持っていこうとしているのか。今の事業ラインナップと書き方では把握しきれないです。合併当初は合併したから全体として、一体化というようなことを言われていて、そんなことはありえないと思いながらそういうスローガンでやってきたと思うのですが、今となったらやっぱり地域の特性で自治のボトムアップ型で作っていく流れなので、美山は美山、八木は八木で、園部は八木と一緒のほうがいいという流れもあるんでしょうが、そこのかたちのイメージがよく分からないですね。地域側からしたら地域としてどういうところの組織づくりをしたら自分たちが効率的に動けるのかなというのが逆に見えないですよ。例えば、観光との違いは何なのか、福祉との関係はどうするのか、関連部門との関わり方がすごく大きいと思うので、そこの役割分担を今はこう考えていて、だけど地域に任せていたら、皆さん生活があるのでなかなか進まないから、今ある人材をどんどん投入して整備して充実的にやれるようなかたちに持っていって、今は予算、人件費が膨らむかもしれないけれども、この後が行政側がそこを済むからこれだけ削減できるんですというストーリーが見えないです。今売り出し中の政策だから削減できないというのがあるので、少し５年ぐらいのスパンでこういうところを狙っているのですというのがあると、評価がしやすいと思いました。今後は委託していますとか、地域にお金を渡していますというかたちになっていて、行政側としてこれ以上、評価踏み込めないのですが、行政側として振興会の補助金を出したことによって期待していることがあがってきているのかどうか事業費や人材投資の比較など、少し突っ込んだ評価をしていただくことが必要かなと思います。

委　員：まず１つはさきほど言いましたスプリングスひよしの指定管理の部分については、勇気をもって完全に独立するかたちで、中期計画を作るべきだと思います。美山町の振興会事業の中にも行政の部分と地域振興とが混ざって、かつ合併以前からの歴史的な流れもあってなっているようですから、この際、事業内容そのものを、振興事業という他の地域との整合性も含めて、事業の整理を、もう少し明確にしたらいいんじゃないでしょうか。あとは集落活性化支援。これは今後限界集落を始め、どんどん出てくると思います。財源との絡みもあるので、どういう事業をどういったかたちでやるのか、事業内容をしっかりと今から取り組んで、予算もかなり将来見ておられるようですから、なおさら無駄が出ないように努力する必要があると思う。

委員長：美山の振興会は振興会でお金が出ているが、振興会の元にある区にも行政事務委託費が出ているのでしょうか。

説明員：別に出ています。

委員長：そうすると四方委員さんのおっしゃったこともその通りだろうと思います。ただいま両委員さ

んから伺ったこととしますと、私の思っていたものと近いところがありますので、この施策の歳出抑制の視点としては１つにスプリングスひよしをいざとなったら何らかのかたちで手放すという着想、そこにかかっている費用をカットする。やむをえない場合には美山のほうもなかなかご納得いただけないと思いますが、振興会をなくして他の町と同じような扱いにしていく。どちらもそうですねということはないと重々分かりますので、とりあえず考えさせていただいた限りではこの施策の枠内で抜本的に歳出抑制につながるようなアイデアを提案するとしたらというようないくつか仮定を置いた上でのアイデアであるということでお許しいただくことにして、評価にしたいと思います。では以上を持ちまして「住民自治の地域づくりを進める」という施策についての評価は終わりたいと思います。

　では続きまして、第４章の３になります。「多様な担い手のパートナーシップを育てる」という施策です。さきほどが地縁の団体に関わることだとすれば、こちらは新しい個人で公共活動をするとか協力するとか、ＮＰＯといったものを育てていくということを狙った施策だと思いますが、これについての説明をお願いします。

説明員：「多様な担い手のパートナーシップを育てる」という施策ですが、事業的には少ないですが、現時点では非常に重要な施策だと認識をしています。先ほども少し申し上げたが、今までは行政に頼るということがかなり地域でもあったのではないかと思いますが、そうではなく、これからの時代は、市長もよくおっしゃるが、自助、共助、公助で、自分で守り、地域で守り、それでもできないものは公が守るとなると思います。そういった意味からはこれから重要な事業ですし、その１つとして、地域で考えて提案していただいて、市民提案型のまちづくり事業というかたちで補助制度を設けて、２種類ありまして、こちらから課題を設定してそれに対して地域から提案してもらうものと、まったく自ら考えて、提案してもらうという２種類を設けています。少し財政的には逆行する部分もあるかもしれないが、今までの補助制度、これは交付金なのですが、これはこういう要件に合致しないとだめですということできていたが、そこは柔軟な対応をしていこうということで、こういう工夫をすればＯＫですよとかいうようなかたちで、職員も入りますし、集落支援も入りますし、できるだけ地域の意向に沿って＋αのものをしてもらうということでこれも最長で３年ですがステップアップしてもらわないと単年度だけだということを言っていますので、そういった意味で３年かかって出来たらその事業については自立をしてもらうかたちをとっていただきたいという思いで今進めています。地域のやる気を出していただくような事業じゃないかと考えています。あとふるさと応援寄付金については年々少なくなってきておりまして、フォローが十分にできていない部分があるので、そこは反省点かなと思っている。特にご協力いただいた方もたくさんいらっしゃるので、その辺のつながりを常に持ちつつ、今後もＰＲ等もしていけたらと思っていますし、できるだけ募金もしていただきやすいような取り組みも検討していきたいと考えております。達人バンクについては市内にもかなりたくさんの生業としておられる方もいらっしゃいますし、また個人の方も色んな技能とか能力を持たれた方もいらっしゃいますので、そういった方を登録していただいて、ホームページ等でこういう方がいらっしゃるとＰＲさせてもらっています。なかなか登録も増えない状況ですし、そういう人たちの協力を得られるんですけれども、活用の要望が少ないこともあって、ここは少し検討課題だと考えています。一方では工芸作家がたくさんいらっしゃるのですが、横のつながりを作るために協会がこの夏に設立できたり、達人とは決して工芸の方ばかりではない、色んな達人がいらっしゃいますので、そういったＰＲ活動も今後十分していく必要があるのかなと、まさかこんな方がこういうところにいらっしゃるのかなという方もいらっしゃるので、よりいっそうＰＲ活動に努める必要があるのかなと思っています。いずれにしても出来るだけ行政が裏方になるような取り組みが必要だと思っています。出来るだけ地域の活力ある取り組みがしていただきやすいような基盤づくりに努めたいと考えており

ます。

委員長：ではこの施策について行政評価と歳出抑制の視点から発言をお願いしたいと思います。

委　員：質問なんですけど、市民協働推進事業と先ほど出てきた集落活性化支援事業と、管轄部署も違うし、市民自らが発案するというアイデアから採用して支援するという、集落活性化支援は行政サイドからというのかたちで聞こえるが、やはり地域が中心になっているのか。人も地域も資源も金も含めてそれぞれ考えていかないと行政も行政でそっちの活性化のためにという考え方もわからなくはないですが、それと市民協働推進事業は一方でやると、これは場所が全然違うのか、内容が違うのかその辺りも含めてどう理解したらいいのか。私には一緒のように見えるのですが。

委員長：民間の公共活動を支援する意味では一緒ですが、さっきのは地縁団体で、こっちはＮＰＯ、個人だが、一緒ではないかということですが。

説明員：集落活性化支援事業は集落支援員を配置して、集落支援員というのは行政と地域でのパイプ役の活動をしています。できるだけ、行政が雇っているのですが地域目線での取り組みを重点的にやっている認識ですし、そういうことで動いてもらっています。市民協働推進事業の特に大きくは市民提案型のまちづくりの交付金事業だが、そこは地域の取り組みに対して、集落支援因果が入ったりもしますが地域自らが提案していただく事業です。そこに対して１０万とか２０万の交付金を出して取り組みを進めていただくかたちです。

委　員：事業としては決定的にどこが違うんですか。

説明員：単純に言うと交付金を地域が事業されるのに交付するのと、もう１つは集落支援員という嘱託職員を雇って地域の活性化のためのアドバイスをしたり、コーディネートをしたりとか、そういうところが違う。

委　員：交付金だとさきほど運動会をやっているとか、そういうふうにおっしゃっていたが、こちらの課題提案型事業であがってきている事業が例えば具体的にどのようなテーマでどんなものがあがってきているのでしょうか。

説明員：詳細ということになりますと、市民提案型のまちづくり、このテーマでやっています市民協働推進事業の中でやっているものはＮＰＯ法人あるいはお母さんのグループから高齢者のグループからさまざまな目的を取得したグループの皆さんが任意で行っていくその事業に対して交付金を交付して支援するかたちです。それについては、地縁とかではなく、身近な自分たちの地域課題に対してそれを解決するために、自分たちの力でこれだけの活動ができるということを提案いただいたことに対して事業採択をさせていただき、行政も課題としていることだから、協働として、ともにやりましょうという形で一緒に事業を進めさせていただく、特定の地域であるとか集落であるとかというしばりは一切ない。子育て世代なら、子育て世代の課題、地域環境を何とかするんだというような、環境の課題であれば環境の課題、高齢化の問題、交通の課題、いろんな行政課題がございますし、それが地域の課題になっているので、そういうものに対して取り組んでいただける団体、グループに対してということで、特に市民の主体的な自らの周りにある課題を解決するために動く、そういった組織を生み育てる意味も含めて、この交付金制度で市民協働の事業を推進しているという視点でございます。

　集落支援につきましては、委員長からもありましたとおり、地縁です。行政区という１つの集落の中で、集落の明日がもう見えないような高齢化した、そして子どもたちが少なくなって元気が出なくなってきた、今までは何とか世帯数は保ってきたけど、高齢世帯が増えている、独居世帯が増えている、そういった活力を出せないことはそもそもの行政の問題という定義にもなっているので集落をどう立ち上げていくのかということを根拠にした活動という意味では、重なる部分もありますがひとつひとつの目的、支援は別のものというような、一緒であって、それぞれ２つのスタイルを重要視しています。

委員長：パートナーシップ事業に区や自治会が公募できるんですか。

説明員：今は微妙なところですが当初いろいろ考えましたが、集落の事業もあるということで否定はしております。

委員長：さっきの施策との関連になるんですが、そういう意味で地縁の区、自治会とサークルを作って公共活動と違う点は、自治会は広報紙を配ったり、行政の下請け的なことをやっている。そこに補助を出すのはいいが、新しい自発的な企画で公共活動をするということについては、自主的に作るサークルもＮＰＯも自治会も区別する必要はないような気がして、場合によってはさっきのほうは自治会のほうに出すお金は最低限行政として代行的にやってもらいたいものをしぼって、競争は一緒にやるという考え方もあるかもしれない。極端なことをいうと自治体のほうはお金を渡しているしがんばってくれみたいな感じになっているし、こっちはこのお金があるから優れたアイデアを出しますみたいな優れたプロジェクトを出して初めてお金が当たるかもしれないということになっているので、同じようなことだが、扱いが少し違うんだという見方もできるかなと思います。

事務局：３つめになると思うが、行政支援で行政区の区長さんに行政業務をしていただいているということに関しての委託料というのは、行政がだすチラシ類の配布業務に対して委託料を給付させていただくもの、またそれとは別に、集落活性化のために、地域に支援員を配置してやろうとしていること、そしてこのパートナーシップで市民団体という形です。今おっしゃっていただきましたように、今後は今年がまさにそうなんですが、中間支援組織の立ち上げというところにいたっています。１０月１日オープンで準備を進めてまいりました。様々なＮＰＯ、活動団体、市民共同推進事業の中で立ち上がってきた個別の課題の中で個々に動いていた団体が終結してきて、情報を共有し合って、新たなものを生み出せたらいいなということを期待しながら進めています。そこに対しては集落の課題があって、そういうことに対しても私たちは活動できるよというような、そういう情報交換も出来たらいいなと思っています。つないでいく地域もグループも様々なものをつないでいくそういう仕組みを作っていきたいと考えています。

委員長：府の地域力交付金とかぶりますが、どういう点で違いを出していますか。地域力交付金も割ととゆるい。自治体のようなことをうまいこと理屈をつけて出して通っているということもあると思います。いつまで続くかわからないが、今あることは確かなので、一方でそういった地域力の予算があって、それの情報を持ってきて修正してそこに出させるという方法も支援の仕方としてあると思います。市としても独自にパートナーシップ推進事業をやる必然性はどういったところにあるのでしょうか。

説明員：３年前に府が制度を発足した当初は地域力再生交付金が地域に大きな波紋を投げかけて、さまざまな事業展開をしてきたが、その中でも１５万円以下は事業体制になっていないので、私たちが目指したパートナーシップでの支援事業というのは、テーマ型は２０万が上限、自由なテーマは１０万円が上限としています。基本的には地域力でも拾えないような市民の小さな取り組みに対してという考えです。

委員長：それを手がかりにサークル的に展開されているものも育てたり、きっかけづくりにしたいということですね。

委　員：ＰＲで冊子を作ったりするよりは、＋αでこんなんつけようとかいうアイデアがどんどん出てくるかなと思うので、それと関連して、全体の仕組みの中でどこまで公開でやっているのでしょうか。交付金の審査会はクローズなのですか。プレゼンテーションとかないのですか。

説明員：パートナーシップ推進は提案していただいた書類は書類審査させていただきますし、門前で受付がいたしかねるという事情もございますので、オープンではないですが、時間をとってヒアリング事業を２時間程度、十分にお伺いした上審査会を設けています。これはクローズでやっていて、審査の結果はホームページで発表させてもらっています。外部の方にご参加をいただ

き、内部職員と合わせて点数評価での審査をさせていただいています。

委　員：中間支援団体を作られるということなので、行政ではなかなかやりにくいかもしれないが、新潟でやられたものはフルオープンで、審査会でのプレゼンテーションをみんなの前でするのです。今回提案があった２７事業の団体さん全員がいるところで１団体ずつプレゼンしていくがその評価の中で、どうももらえそうにないとなると、その会場に来ていて、同じようなテーマを持っているところとジョイントを組んで提案のやりかえでもう一回やりなおしたり、前にプレゼンをしてあれがいいと思ったら、次の年にさらに上乗せして、事業提案を出してきてかなり活性化していました。今はどこまでやっているかわからないが。せっかくやっているから、オープンにして、回りが見えてくると、達人バンクもそうだが、ネット上で情報が出ても実はくちこみで言われたら、会ったことがない人でも、頼んでみようかなとなります、ネット上の情報で信頼してあの人にやってもらおうと動ける年代と動けない年代があって、誰か信頼できる人がいいよと言ってくれたら頼めるかなと思う世代が多いので、もっと直接的なやりとりがプログラムの中に入ってくると政策全体の動きがよくなると思いましたたので。お金をかけないで出来るところではないでしょうか。

委員長：まず、行政評価の視点ということで言いますと、市民協働の推進事業ということについては今ご説明いただいた中で、門前払い的な提案が色々あるとか、たぶんですけど、プレゼンテーションの作り方が悪いとか、書き方が悪いとかあると思うので、プレゼンテーションを提案するときに公共的な活動を企画するということを、レクチャーをお金をかけずにするとレベルアップというのもあるんじゃないでしょうか。自分がやっていることをいうと単なる宣伝になるのですが、例えば舞鶴市とかで市民向けの政策作り塾みたいなものをやったりしていますが、こういう自主的な公共活動も担い手になる市民を想定して、政策とはどう考えたらいいのかとか、押さえておくべきことを教えた後で、ワーク形式で実践するとか、地域の方のせっかく持たれている想いとか、つながりをよりかたちにする工夫や知識を、最初は提供することがあってもいいかもしれません。府立大学も含めて府内の政策系の大学で科目等履修等学べるプログラムもありますが、なかなか自主的に足を運べないと思うので、政策の作り方のフォローを共同推進事業の予算を少し割いてやったらどうでしょうか。

　次は寄付金のことですが、これについては、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。ただ人件費の書き方だが、たぶんこんなにはかかっていないのではないのでしょうか。これは形式上申し上げたまでです。最後の達人バンク推進事業は、いい試みだし聖カタリナ高校と協働でやったというのはすばらしいことだと思うが、もうちょっとホームページの工夫をして、昨年度夏に初めてされて、毎年リニューアルを図っていただいて、トップページからすぐに入れないとか、せっかくの達人の顔がわからないので、この人に頼んでいいのかなとか、不安があります。最後まで見ていても、どんなことをいくらでしていただけて、どんなキャリアでというのはありますが写真は最後まででてこないので、そこが不安ですね。どんな作品とかどんなビジュアルとかが一切ないところが弱い。それを変えたから激増するという確信もないですが、せっかく協働でやっているのだから、少しリニューアルをしてもらうと、てこ入れになるのではないかと思いました。引き続き行政評価の視点ですが、私のほうから提案させていただきたいのですが、もしやむをえない財政的な問題があるのなら、市民協働推進事業を金額的に縮小するということを考えればいいのではないでしょうか。

委　員：設定型事業という各課との抱き合わせで削減効果を狙ってこないとだめなのかなとおもいます。

委員長：直ちに切れといっているわけではないですが、この施策の枠内でいうとそれしかないですね。我々の指摘としては、そこで金額的に指摘し、府とか国の制度を探して積極的に利用して、市役所としては、中間支援のＮＰＯと協力しながら、集落やいろんな団体さんや個人さんのニーズや気持ちをうまく引き出してそういう制度につなげていくしかないのかなと考えます。

委　員：あと少し気になるのが、社協さんの関係はどうなっているのか。福祉だとグループ支援も社協さんの事業に入っていると思うのですが。

委員長：昨年、社協の補助金は出しているが、細かい内容はわかりませんでしたしね。

委　員：関連したところをさがしたとしたら、これだけぼこぼこと落ちてきてそれでこっち側の制度に持っていくというのが当面一番やることではないでしょうか。

委員長：多様な担い手を増やすというのは少なくとも福祉分野で増やすには社協を人数的にも減らすと、社協が充実していたら戦っても勝てないというのを一般論としては言えるでしょうね。この施策との関連で触れるのは難しいが、総評的なところで、例えば社協のように大きい金額を出して、事実上市役所と共同して動いているようなところは、別途これに集中して施策表のようなものを作ってもらって見るぐらいのことをした方がいいかもしれないですね。そうすればもっと実のある事業が出来るのではと思うところです。では第４章の３、「多様な担い手のパートナーシップを育てる」施策についての外部評価を終わりたいと思います。

引き続きまして第４章の４、「大学等と連携し、ともにまちをつくる」施策について進めてまいりたいと思います。では施策についての説明をお願いしたいと思います。

説明員：「大学等と連携し、ともにまちをつくる」という施策です。南丹市も市内の高等教育の機関ということで、現在、大学、ならびに大学校、専門学校というところで、７つの学校も存在していますし、この４月に日本で唯一と言われます、工芸学部をもちます、京都美術工芸大学も開学されたということです。学生については４千人に達するそんな状況です。また市の隣接している京丹波町についても、西日本唯一と言われている林業大学校についても、この４月から開校されました。そうした中、本市におきましては審議会等の参画ということで、よい先生方にもお世話になって、総合振興計画の審議会であったり、行政改革推進委員会などでお世話になっています。そうした強みがあるのですが、市民の皆さんについては、こういった強みが十分に発揮できていないのではないかというような意見も頂戴しております。施策の方向付けとして、産官学の連携のプラットホーム作りであったり、大学の知力を本市のまちづくりに活かすということであったり、そして４千人に達する学生のみなさんのサービス作りの方針を出していただいている。そうした中、前回の評価でもご指摘たまわりましたが、私、美山支所の支所長をしています小島でございますが、この課題について支所ではという話ですが、事務分掌では大学等の連携に関することということで企画制作部の地域振興課が担当していますが、この行政評価にある２事業については美山管内での事業ということなので説明させていただきたいと思います。この二つの事業で佛教大学と００と連携です。まず佛教大学につきましては、合併前の旧美山町が平成１６年に佛教大学と包括連携協定を結びました。市になった平成１８年については、南丹市と変更で今日に至っております。そうした中、美山地域には若い世代がいないので大学の知恵と知識、それから学生の若い力をまちづくりに活かすために、大学と連携を結んだということです。大学のみなさんへのいろんな大学側の要望に応える事業と、まちづくりに対する提言を求める取り組みをしていましたが、合併を向かえて、本庁が少し遠くなるということで、地域のまちづくりの企画的集団ということで、美山まちづくり委員会を設立しました。その設立を受けて仏教大学との連携協定をブラッシュアップする形で、産官学公連携協議会を平成１９年に立ち上げました。旧町内の住民のみなさんと、具体的には美山支所と大学で横断的に連携する中で地域に優先する課題をプロジェクトという形で、定住措置という課題を抽出して、そういった課題をどのように解決するのか、市としても大学連携ははば広い活動をしていて、学生向けのイベントの開催についても、前回指導いただきましたが、２３年の７月には京都丹波学生フォーラムということで管内の行政機関、また大学の評議会が連携事業の報告をさせていただきました。連携を図っておくための行政施策についても、具体的な事業ということで、過年度にはなるが、京都府ふるさと協援活動支援事業、高齢化の進んだ集落

等の話でありますが、これは府営の事業で、美山町の高齢化が進んだ地域、そして日吉町の高齢化が進んだ地域の、大学の学生の力を借りて、地域との協働でまちづくりをしたいというものであります。大学は佛教大学と立命館大学です。それから園部の瑠璃渓の通天湖という池があるが、その水質に関する市民の要望が多かったので水質改善も京都学園大学のほうに委託させていただいています。また地域のコミュニティーと大学との連携ですが、この４月に開校をされました京都美術工芸大学については文科省への開学の申請に地域社会貢献事業を目玉にして取り組んでおられて、それぞれの地域、美山ではお田植え祭であったり、園部では農芸活動という感じで地域に大学生が入る取り組みを現在しています。それから包括連携が進んでいる佛教大学については、開学１００周年を迎えるということで、そのプレイベントということで、それぞれ地域の関係の皆さんについても連携がありました。それから佛教大学は二条駅前に看護学科が新設されるということで進んでいます。これも京都美術工芸大学と同じように文科省に高齢化が進む地域とのふれあい実習ということで文科省に申請して、地域実習を必修にするようにされておられます。京都市内の大学の学生の力を過疎地域等で入っていただくということで、京都ボランティア学習実践研究会ということで華頂短大のほうに事務局がありますが、集落支援ワークキャンプということで、集落への支援ということで、草刈や除雪などに入っていただいています。すでに一部は組織づくりもできていますが、市主導のプラットホーム作りということですが、ＮＰＯ等の中間支援組織についても、来月１日にオープンしますが、今後についても、役割の中に産官学の交流連携の促進ということについてもお世話になることと思います。またほのぼのとした取り組みなのですが、学生への市との連携ということで、ＣＡＴＶの番組に学生リポーターということで募集させてもらって、市民活動団体の紹介を昨年夏から出演いただき市の紹介をしてもらっています。

委員長：ありがとうございます。事務事業にない事業も紹介いただきました。では、委員のみなさんから今回改めて行政評価の視点、歳出抑制の視点もなかなかないと思うが。

委　員：教えてほしいが、長年の大学との提携による産官学なのですが、ものごとが出来上がって、実際社会で活動しているとか、大学生がそこに住んでベンチャーでも始めたとか、地元の企業とそれが結びついて、新たな事業が生まれたとかありましたか。

説明員：プロジェクトは定住促進をうたっていますが、幅は広いということで、とりわけ美山での民間が弱い、経済力が弱いので、例えばヒット商品になるような商品開発などの市場の調査は大学がするところなので、直売所の出口調査をしてきましたし、それに基づく新商品の提案も、先生方もプロジェクトに入ってもらっているので、色々ご提案はいただいている。しかし、立ち上げの設備に関わる資金がいるので、そういったものを国で支援する事業があったわけですが、事業仕分けの関係でなかなか難しかったり、例えば綾部が類似の団体でもありますし、上林を中心とした限界集落についても非常に似通った状況があるが、綾部は事業が採択されたが、現在はそういったところの財政支援を求めるのも少しできていないところがあるが、出来る範囲でそれなりのことはさせていただいています。

委　員：私は大学のそういう情報や地域の方と組んでいろんなことを考えておられるのは非常に大切なことですからね。それからアイデアが出てきたら地域支援のお金とか活かしていかないと、継続してお金をほっていくわけにはいかない。実験することも大事だし、事業化していくのも地域の活性化が最終的な目標として持っていきたい。せっかく長年やってこられた情報の活用の仕方をもう少し積極的に考えたほうがいいのではないでしょうか。次のステップへつながっていくように考えていくのも必要なのではないでしょうか。

委員長：そんなにたくさん削るところはないので、まとめに近いと思うので、皆が発言してからコメントをお願いしたいのですが、美山で佛教大学といろいろ取り組んでこられたことは、貴重だと思いますが前回のときにも全市的な取り組みがいるのではないかということは申し上げたい

と思います。さらに状況は進展していて、大学が自己資金を持って地域に入ってくるという可能性が前よりいっそう高まっています。具体的に前回から変化があったことは、北部機構ができた。北部機構と連携するために龍谷大学を主として府立大とか同志社とか地域公共人材の枠組みで年間何百万円の補助金がついて、地域に入って地域課題を解決するプログラムを構築するとなっています。その結果何が起きたかというと、亀岡は急に近くなって入りやすくなったので、立命館などが入ってまちづくりに積極的に学生だけではなく、教員レベルで大学が関与してまちづくりをやっています。北部は福知山に拠点があって、どんどん北部のほうに入って、課題を聞いて教諭も呑み込んでいってやるという話がどんどん進んでいます。南丹市はせっかく交通も JR で快速で安くで来られるようになって、美山まで行くと違うけれども、八木や園部は亀岡と対して地の利があるのにうまく使えていないように思います。このまま行くと南丹は素通りして、もっと北部のほうに、大学も限られているので、北部に積極的に行く、亀岡は比較的近いから行くという感じになると思います。市役所のほうで専属の担当の方を置いて、大学に任せるとか、関わるというニーズを整理して、やらないかと真剣に声をかけていったら、大学側のお金なりスタッフなり、やってもらえることがあると思います。この事業についてはもう少し担当者を置いて体制を作るべき時期ではないでしょうか。今やっていることは大まかに言っていいのじゃないか。おかしなことはないと思いますが、情報提供もかねて報告いたします。

委　員：予算がついていないと事業ラインナップは書きにくいですね。どこかに書けるなら書いておいてほしいです。

委員長：次年度以降の評価の組み立てでそのアイデアを企画していただきたいと思います。

説明員：美山は４つのプロジェクトということでまちづくりの視点で住民の皆さんが横断的にプロジェクトを組織されたということですが、市は昨年度の上半期で６つのプロジェクトを行政内部で検討しました。プランについては今後実施ということで、どれだけ定住促進というような大きな分野の課題については大学のアイデアや力が必要だと思います。

委員長：全市的な対応はどうなのでしょうか。

説明員：市内にもたくさん大学や高等教育機関がありますが特殊性や専門性もありますので、行政のほうに入り込むのが難しいのかなと思います。しかし市長も「ものづくりのまち」として取り組みを継続していますので、美術工芸大学との取り組みも充実していくのかと思いますが、他の大学についても何らかのかたちで、学生は人口の１割以上を占める人材、資源だとおもいますので活用も検討することが必要と思います。京都市内にも多くの大学がありますので、新しい感性を取り入れることも必要かと思います。

委員長：切迫感があるので申し上げるのですが、確かに学生を入れたら必ず成果や成功があるということも怪しい部分も多々あります。民間の公共活動を活性化させ市政に活用するというのは大事な視点ですから、目配りがいると思います。国の補助金は北部への交通費、宿泊費で今北部のニーズを大学につなげている最中です。大学との協働という部分で情報提供させていただきます。

委　員：学生の提案プロジェクトはありますか。

説明員：佛教大学に関しますと地元への報告会、取りまとめのフォーラムを開催されています。

委　員：指標についてですが、アンケートだけだと割合が限られてしまいます。もっと直接的なサブ指標がないのかなと思います。学生の提案、アイデアを見えるかたちにしてあげたらともいます。アウトカム数よりアウトプット数を大事にされてはどうかと思います。

委員長：佛教大学も南丹を軸にと考えられておられますので他を引き込む必要があると思います。職員研修として他の大学に送り込むのも一つの方法かと思います。

歳出抑制の視点としては２事業の節約しかないのかなと思います。それでは、長時間ありがと

うございました。３つの施策の評価を終わります。

事務局：１０月５日（金）午後２時から開始ということで、場所は本日と同じ会場となっています。次回についても３施策評価いただくことになります。よろしくお願いいたします。

委員長：それでは、長時間ありがとうございました。次回は可能な限り施策の評価を進めていきたいと思います。これをもちまして本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

以　　上